

第13回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成20年7月2日(水)午後2時から午後4時30分まで

2 開催場所

裁判所大会議室，100号法廷及び同法廷評議室

3 出席者

(1) 委員(五十音順)

一宮和夫委員，岩藤美智子委員，中村有作委員，東正博委員，平松敏男委員，
藤原健史委員，松元範夫委員，村瀬正明委員，森陽子委員

(高橋潔委員，高山光明委員，三宅盛夫委員，山上晃稔委員は都合により欠席)

(2) 事務担当者

妹尾次男事務局長，劔持誠事務局次長，安原伸総務課長，仁科喜勝総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会宣言

(2) 所長あいさつ

(3) 裁判員制度広報用映画「審理」の上映

(4) 裁判員裁判用法廷の見学

(5) 意見交換

石原和孝裁判官，村瀬正明委員及び中村有作委員から，裁判所，検察庁及び弁護士会の裁判員裁判に向けた評議，審理の在り方に対する取組みの説明があった後，意見交換が行われた(発言の要旨は5のとおり)。

(6) 次回の予定

ア 日時

平成20年11月5日(水)午後2時

イ テーマ

未定

5 意見交換の発言要旨

法廷で凶器を示されると、裁判員の心理的負担が大きいと思う。精神的なケアが必要ではないか。

裁判員に選任された場合、裁判以外の部分での行動の指針のようなものは示されないのか。

裁判員にとって、守秘義務はかなりの心理的な負担になると思う。人に聞いてもらうことで解消できる場合もあると考えられるので、カウンセリングによるケアという形で対処できないか。

電話によるカウンセリングでは不十分である。

裁判員制度広報用映画の評議の場面では、裁判長は裁判員に意見を問いかけることに徹していたが、実際の評議では、裁判長が、自分が考える結論に誘導することにならないか。

評議がどういう形で行われるのか、本当に真摯に意見を交わしたのかといった点がよく分からないことに対し、国民は不安を持っていると思う。

議論の蒸し返し等を制止するなど、裁判長による進行面での適切なリードが、その裁判員にとっては、意見を述べることを制止されたと誤って受け取られないか。

裁判員の意見を聞いた上で、真相解明に向けた適切なリードであれば問題はないので、裁判官は臆することなく積極的に発言して欲しい。

評議室では、裁判官と裁判員の席の並び方にも工夫が必要ではないか。

国民の裁判員制度に対する不安感、負担感を解消するには、「裁判員は自由に意見を言うことができるので、心配しなくてもいい。」などと説明する必要があると思うが、その点についての努力が充分でないと思う。

法律の専門家だけで裁判を行うと、結論（量刑）は一定の範囲で収まっていたと思われるが、裁判員裁判では、裁判官の個性や裁判員の個性によって、その範囲が広がると考える。制度が始まってから注目する必要がある。

死刑判決を被告人の前で言い渡す場に立ち会うことは、裁判員にとってかなりの精神的な負担となるが、言渡し後にケアすることで済ませるのか。それとも、事前に判決宣告に立ち会わない選択ができるなどの方法について、検討が必要ではないか

裁判員の服装は平服で差し支えないとのことであるが、法廷の尊厳や厳粛な雰囲気損なわない程度の服装は必要ではないか。

被告人が裁かれることに納得するためにも、裁判員がバラバラの服装をしていると、嫌がる被告人もいるのではないか。

中小企業では、裁判員裁判に参加するため3日間の予定を空けるだけでもかなり難しいものがある。それでも努力して初日の選任手続に出た人にとっては、抽選で裁判員に選任されなかったので帰ってくださいとなるのなら、最初から断ろうかという気持ちになるのではないか。選任手続期日と公判期日の間にあつる程度の期間をおいてはどうか。